

第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務委託仕様書

- 1 業務名 : 第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務
- 2 業務場所 : 西尾市内
- 3 業務期間 : 契約日から令和5年3月31日まで
- 4 業務目的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」を策定するにあたり、地域の特性に応じた施策検討及び給付費見込み等を行うため、その基礎となる実態調査及び当該調査の集計並びに分析を実施するものである。

なお、第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とする。

5 業務内容

(1) 実態調査

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（厚生労働省指定調査）

- ・調査項目には、市独自設問を設ける。
- ・調査票の作成、印刷及び発送は、市と協議のうえ受託者が行う。
- ・対象：要介護をうけていない高齢者（事業対象者を含む）約7,000人。
- ・調査方法は郵送による送付、回収とし、郵送料は委託料に含める。

なお、料金受取人払いの手続きを実施すること。

イ 在宅介護実態調査（厚生労働省指定調査）

- ・対象：自宅で生活している要介護・要支援の認定を受けている者で更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた者 約1,000人。
- ・調査票の作成、印刷、発送及び回収は全て市が行う。

ウ 介護人材確保に係るアンケート調査

- ・調査項目の設定、調査票の作成及び印刷は、市と協議のうえ受託者が行う。
- ・対象：介護サービス事業所を運営する法人 約240件
- ・内容は、10ページ程度で項目を検討する。
例) 従業員の定着状況、問題点、人材確保策の提案など
- ・調査票の郵送及び回収は、市が行う。

(2) 実態調査結果の入力、集計及び分析

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査においては、電子データ化に際し、「見える化」システムへの登録が行えるよう、国から示されたデータ入力用ファイルに回答結果を入力し、電子データを市へ提出する。

イ データ集計に際しては、日常生活圏域、属性その他設問間クロス集計を行う。集計項目は、市と協議する。

ウ 厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」や国等より示される推計ツール、各種資料等活用し、地域間比較ができるようデータの作成及び支援を行う。

エ 各種調査票から日常生活圏域毎の分析、評価を行い、本市の高齢者福祉を取り巻く環境、介護保険事業の傾向・特徴・課題等を示し、第9期介護保険事業計画へ活用する方法について提案する。

6 成 果 品 : アンケート調査報告書 当該電子データ 一式

7 契約限度額 : 6,244 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

8 そ の 他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本委託業務を遂行する目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者からの提案を受けて、契約締結時には協議のうえ変更する場合がある。なお、本仕様書に記載のない事項については、協議により決定する。